

# 日本国著作権法第 31 条の倫理的位相

土屋 俊

## 1. はじめに

日本の著作権法の第 31 条は、次のように定めている。

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

この条項は、著作権者が排他的に有している複製権が「図書館における複写」について制限される場合があることを述べたものである。しかし、この条項については、著作権者側の意見や出版者の意見は制限が強すぎる、つまり、この条項による複製は不当に著作権者の権利を侵害していると考えられるものが多い。あるいは、極論として、このような条項は不要であると考えられる立場の公然と表明されている。しかし一方で、平成 12 年から著作権審議会（現文化審議会著作権部会）は、インターネットの普及など社会の情報化に対応した著作権のあり方を検討するなかで、この条項における権利制限を強化する可能性のある検討を開始している。したがって、この条項についての基本的考え方は、現在安定していない状況にあると見てよいであろう。

本稿においては、この条項にかかわる問題がもつ倫理的な位相を明らかにすることを目的とする。すなわち、法と倫理との一般的関係を念頭におきつつ、この問題を考察する際に必要であるが、かならずしも十分に考慮されていない観点を明らかにする。とくに法と倫理との関係については、たとえば「人を殺すなかれ」という倫理規範と刑法における殺人罪のような場面で議論されることが多いが、この関係は、そのように単純なものであるとは限らない（もちろん、人命優先倫理と殺人罪規定との関係のそれほど単純ではないが）。著作権法を扱うことが、法と倫理との関係において興味深いのは、それが、刑法のように行動を強制し、それに反したら国家が罰するという形になっていないことである。著作権法は、著作物の著作者にどのような権利があるかを定義のみである。

したがって、権利をどのように行使するかは、著作権者の問題であるというよい。したがっ

て、この法の基本的な役割は権利の調整であるといつてよい。実際、このような役割をもつことは、著作者の権利を定義する第 1 章のあと第 2 章で権利の制限が規定されていることから明らかであろう。

## 2. 問題の所在

ところで、情報倫理にかぎらず、倫理的立場からの考察は原則間の調停、調整という側面を持つ場合が多い。絶対的な価値を主張することの不利益が共通に認識されている現代の先進国社会では、そのような原則は、権利、義務、効率性などの形で表現され、さまざまな人々がさまざまな資格においてさまざまな権利を有することを認めつつ、それらの権利を完全に行使することが不可能であるという前提のもとになんらかの調停をすることが求められている。そのような調停はしばしば、特定の利害対立について、双方の利害を衡量するという形をとるために、ある意味で無原則な対応にみえることもある。すなわち、その状況ごとに各関与者の欲求と感情をある程度に満足させる解決を導いているだけであるという印象がつよい。

実際には、それらの衡量がなんらの原則にもとづくものであるということを想定しなければ、関与者の全員が納得するということを保証することができない。もちろん、そのような原則の存在は、全員の納得の十分条件ではない。そのような原則が存在しても、さまざまな調停が不調におわることは十分に予想されるからである。しかし、そのような原則について検討することは、倫理的な意義あると考えられる。なぜならば、法律が定めるところが実際の場面で十分な制約を与えない場合について、複数の価値の調停を行なうということがその原則によって可能となることだからである。

このような事情は、法と倫理との関係という一般的問題について、従来議論されてきた場面とは別の興味深い場面が存在することを示唆すると考えられる。すくなくともその場面においては、「法は最低の道徳」という格言は意味をなさない。倫理的考察においてすら、法は、考慮すべき所与的な制約としてすでに存在しているものだからである。以下では、著作権法第 31 条の大学図書館における扱いについて、その歴史的経緯を辿り、現段階における問題を整理することとする。

## 3. ケーススタディ<sup>1</sup>

わが国の大学図書館は、国公私立大学図書館協力委員会を通じて、著作権法第 31 条における複製に関する著作権の扱いについて、主として日本複写権センターとの交渉を通じて対応してきた。日本複写権センターとしては、大学図書館における複写については、31 条で制限された範囲を越える複写が十分に多いと考えられるので、日本複写権センターを通じて包括的な契約を結んで著作権使用料を支払うことが適当であり、とくに、コイン式コピー機によって利用者自身が複製を行なう複写はすべて 31 条の制限を越えるのものであると判断されると主張していた。これに対して、大学図書館側は、コイン式コピー機の利用は現在の制約のもとでは不可避のものであ

---

<sup>1</sup> 『大学図書館協力ニュース』（Vol. 21, No. 4, 2000. 11）をもとに若干修正して採録。

り、そのことによって著作権者の権利が不当に侵害されることはないという見解をとってきた。また、図書館間相互利用による複写サービスについては、複写物の送付にファックスを利用することは、公衆送信権を侵害するものであるという法解釈をめぐって議論が行なわれ、この結果、ファックスの利用は避けるという方向で、図書館間複写サービスは行なわれていた。この結果、国公立大学図書館協力委員会と日本複写権センターとの交渉は、実質的にはなんの進展もみせなかったといつてよい。

この状況において、平成 8 年度に国立大学図書館協議会に設置された著作権特別委員会は、国公立大学図書館協力委員会からの委嘱を受けて状況を分析し、検討した結果、日本複写権センターとの包括的契約を行なう方向でガイドラインの策定などが必要であるとの報告を平成 9 年度の報告書としてまとめ、平成 10 年度に具体的な検討を開始した。この検討の結果は、ファックス送信にかかわる部分を除いた「実務要項 A」として平成 10 年 10 月から 11 年 2 月にかけて検討され、その検討経緯は、平成 10 年度の「国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会」において六本東大附属図書館長(当時)から報告されている。

平成 11 年 2 月 22 日に開催された臨時国公立大学図書館協力委員会において、「実務要項 A」を日本複写権センターに提示することが承認され、同 3 月 8 日「実務要項 A」について日本複写権センターに提示した。提示された「実務要項 A」は、大きく 3 つの部分を持ち、第 1 部は要項の目的、用語の定義を述べ、第 2 部は著作権尊重態度の周知徹底を図書館が行なうことを述べ、第 3 部はコイン式コピー機の管理、利用の方式を定め、31 条の制限を越える複写が行なわれないうために利用者が複写の際に誓約書を提出することとしている。

この「実務要項 A」(案)に対して、平成 12 年 2 月 9 日付で日本複写権センターからは、基本的な点でこの案を可とするという趣旨の返答を得た。この返答に対する対応について、国公立大学図書館協力委員会内で議論した結果、その返答が一定程度事態を進展させるものであることを確認し、いくつかの見解の相違があることを確認した。また、おりから文部省において、インターネット等を利用する教育の推進のために著作権法を一部改訂する必要があることを含めた議論が開始されたことを受けて、ファックス送信の問題については、大学図書館側からはとくにとりあげないこととした。

主たる意見の相違は、第一に「図書施設」の定義をめぐるものであり、複写権センター側がそれをほぼ中央館に限定するのに対して、大学図書館としては、管理運用の実態からいわゆる部局図書室なども含むと考えることである。第二には、セルフ式コピー機の管理について、複写権センターが外部委託などの形態について図書館の管理の下にあると認めがたいという観点をとるのに対して、大学図書館としては、実質的に図書館がその利用を管理していることが重要であるという観点をとるとのことである。

しかし、実態調査を含めて実務的に検討することを除いては、原則として、平成 11 年 3 月に提示した「実務要項 A」について、両者は合意していると考えられる。今後は、本年 2 月の複写権センターからの回答への返答を国公立大学図書館協力委員会として確定し、次のステップに進むこととなるであろう。

ただし、原則において以上のように合意が得られたとしても、依然として解決すべき多くの点が残っている。とくに、包括契約をするとすると、それは、大学として契約するという一方で

あり、国立大学図書館としては、これまでの経緯を国立大学協会に報告し、大学としての対応の方針を決める必要がある。この場合、必然的に教材用の複写などの問題についても議論がでることが予想される。複写権センターとしては、図書館の問題だけについてまず一步を進めることを要望しているが、大学としての対応については図書館だけの意見では決定することはできない。また、国立・公立大学と私立大学とでは、契約その他について方式の違いがでる可能性もあるので、今後の実務的交渉が重要になるであろう。また、平成 11 年度末以来、日本複写権センターだけでなく、学術著作権協会と、大学図書館において利用がきわだつて多い学術文献の著作権の問題について協議を始めている。これは、学術著作権と大学図書館とが、共通の場である大学の教育研究という観点から著作権の問題について協力して検討をすすめ、アメリカ流の「公正使用」などの慣行の理解を深めることが必要であるからである。

#### 4. 問題状況

著作権法は、著作者の排他的権利としての著作権を定義したあと、公益その他の考慮に基づくその制限を述べるという構成をとっている。すなわち、第十条で著作物を例示し、

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

としたあと、第十一条で、「二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない」としたのちに、編集著作物、データベース著作物を定義する。そのような著作物にたいする権利として、公表権、氏名表示権、同一性保持権という著作人格権を述べ、つぎに、著作権に含まれる権利、とくに著作者以外が著作者の許諾なしには行使することができない権利を枚挙する。それらは、複製権、上演権及び演奏権、放送権、有線送信権等、口述権、展示権、上映権及び頒布権、貸与権、翻訳権、翻案権等が示されている。

これに対して、第 30 条以降では、「著作権の制限」として、私的使用のための複製、図書館等における複製、引用、教科用図書等への掲載、学校教育番組の放送等、学校その他の教育機関における複製、試験問題としての複製、点字による複製等、営利を目的としない上演等、時事問題に関する論説の転載等、政治上の演説等の利用、時事の事件の報道のための利用、裁判手続等における複製、翻訳、翻案等による利用、放送事業者等による一時的固定、美術の著作物等の原作品の所有者による展示、公開の美術の著作物等の利用、美術の著作物等の展示に伴う複製、プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等について、これらの場合については、著作者の許

諾を得ることなく複製、利用、展示が可能であることが述べられている。

このような構成の重要性、なによりも文化の振興のために著作権という権利を設けることを主張したうえで、その権利に対する制限が設けられるという考え方である。本稿では、そもそも著作権とはどのような権利であるかということについての議論は行なわない<sup>2</sup>が、著作者という個人に帰属する権利が、その個人の承諾なしにいわば侵害されることが許される場合が 30 条以降の目的であろう。著作権とは一般に、著作者としての尊厳、名誉にかかわる人格権部分と、著作者の経済的利得にかかわる経済権部分とからなるとされているが、そのいずれについて、30 条以降の場合のような複製、利用、展示等の場合には、著作者は文句を言っはいけないということが「著作権の制限」の趣旨である。

「権利を侵害されても文句を言うな」という規定は、法律としてはある意味で奇妙なものである。しかし、立法の過程、その後の改正の過程を見るならば、そのような制限規定が必然的なものであることは容易に理解可能である。すなわち、第一には、著作権という権利が一般に認められるようになる以前から存在していた社会の仕組み、権利義務にかかわる実践が存在しているのであり、第二には、権利侵害による経済的な損失がその補償のための手続きコストに比してきわめて些細であるような場合が存在するのである。たとえば、第 30 条の私的複製はこの第二の観点から理解すべきものであろうが、第 31 条の図書館における複製は、そのような複製が図書館という組織によって行なわれることになると、私的複製における損害の軽微さという理由が失われるために、別の理由によって、その種の複製についての複製権を制限しているのであると考えられる。

すなわち、第 31 条は、図書館という公益の存在を認めることによって、著作権という私権を制限することが趣旨であると考えられる。制限されることによって、著作者は本来、自分の著作物が利用されることによって得る利得を失うことになると考えられる。ここまでは、法律から導かれることであろう。しかし、たとえば、本当にこの 31 条における制限によって著作者の利得は失われるであろうか。この疑問は、法律的な議論によって解答すべき疑問ではなく、事実上どのようなことが期待されるかという事実にかかわる疑問であると考えられる。ここで 31 条を見直してみるならば、ただ図書館ならば複製をしてよいと書いてあるわけではなく、たとえば、

- ・図書館等の利用者の求めに応じ、
- ・その調査研究の用に供するために、
- ・公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）
- ・を一人につき一部提供する場合

---

<sup>2</sup>この点については、江口聡「知的所有権の正当化」（加茂直樹編『社会哲学を学ぶ人のために』世界思想社 2001 所収）を参照のこと。この議論を行なわないことの意義は、最初に述べたように、法と倫理という問題の位相を、倫理的考察によって法の領域における概念の正当化、由来の説明などを行なうという以外の倫理的考察の役割の重要性を考慮することが、本稿の目的であるからである。

という条件のもとで複製が許されるとなっている。これらの条件は、それを遵守するかぎりにおいて著作権者の権利あるいは利益が実質的に害されることがないという判断から法律に書かれていると考えるべきであろう。したがって、この条文に従って図書館における複製が実施されるかぎり、たしかに私権は制限されているが、それによって逸せられる利益は無視することができる判断していることになる。したがって、これらの条文が法律に書かれているということは、今まで議論してきたような事実関係についての判断を法の一部に組み込んであるということになる。

しかし、このような条件に従うならば実際に、著作権者の利益は侵害されていないのかという問題は、依然として事実問題である。この結果、著作権法において私権と公益の調停を行なうべく設けられた条項の運用は、ただ法律条文の解釈にとどまることなく、より広い観点からの考察を必要とすることになる。この考察は、本質的に倫理的衡量と呼ぶことが可能なものである。なぜならば、法律的な価値のみではなく、さまざま価値の相克を調停するという観点が必要だからである。この点についての詳細な考察は、別途行なうこととして、ここでは、このような形での情報倫理の展開の可能性を確認することにとどめたい。

(千葉大学)